

岡田事務所通信

平成 27 年 4 月号 (第 116 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

うつや障害者の職場復帰支援へ企業向け助成金 厚労省

うつ病や事故などによる障害で休職した人の職場復帰を支援するため、厚生労働省が新たな助成金制度を設けることが分かりました。復帰する人向けの仕事を用意するなど雇用継続の環境を整えた企業に対し、復職者 1 人当たり最大 70 万円を支給します。今年の 4 月から始めます。新設するのは「障害者職場復帰支援助成金」(仮称)で働く人が病気や事故などで障害者になったり、うつ病にかかったりして 3 カ月以上休職したケースが対象となります。復職から 6 カ月間雇用が続いた場合、1 人当たり 35 万円(大企業は 25 万円)を支給し、さらに 6 カ月後にも同額を支給します。

ブラック企業の新卒求人拒否 青少年雇用法案を閣議決定

政府は閣議で、悪質なブラック企業からの新卒求人をハローワークが拒否することを柱とした青少年雇用促進法案を決定しました。企業が離職率などの職場情報を、就職活動中の学生らに提供するように促す仕組みも導入します。若者を大量に採用し、使い捨てるように扱うブラック企業が社会問題化しており、悪質企業を排除することで若者の就職や雇用継続を支援します。今国会での成立を目指します。新卒求人拒否や職場情報の提供は来年 3 月施行予定となっています。新卒求人拒否の対象は、残業代の不払いなど違法行為を繰り返す企業や、セクハラなどで社名が公表された企業としています。

不当解雇に解決金制度 規制改革会議が意見書

政府の規制改革会議は、すでに裁判で不当と認められた解雇を、金銭補償で解決する制度の導入をめざす意見書をまとめました。解雇された労働者から申し立てがある場合だけに適用する制度とします。不当解雇をめぐるルールを明確にし、労働者が泣き寝入りを迫られる事態を防ぎ、経営者側も労働紛争の決着を見通しやすくなります。解決金制度は裁判で不当解雇と認められたとき、労働者が職場に戻るかわりに、法律で定められた一定額の補償金を使用者から払い、雇用関係を解消する仕組みとしています。

解決金制度は 2014 年に産業競争力会議で議論されましたが、踏み込まず、中小企業の経営者は補償金額の引き上げにつながると慎重で、連合などは解雇拡大の口実を与えかねないと警戒しています。

労働者派遣法案を閣議決定

政府は派遣社員に同じ仕事を任せる期間の制限を事実上なくす労働者派遣法の改正案を閣議決定し、国会に提出しました。この改正案により企業は派遣社員を活用しやすくなりますが、同時に派遣社員が雇用上の不利益を被らないように、派遣会社に対して派遣社員が期間終了後も働き続けられるように対応することを義務付けました。9 月 1 日の施行を目指しますが、野党は「一生派遣につながる」として強く反対し、これまで 2 回廃案になっています。塩崎厚労相は閣議後の記者会見で「3 度目の正直で成立させたい」と強調しましたが、審議は難航が予想されます。

現在、企業が派遣社員に同じ仕事を任せられるのは原則 3 年までですが、改正案では 3 年ごとに人が入れ替われば、派遣社員に同じ仕事を任せられます。通訳など専門 26 業務で期間制限を除外する特例も廃止します。



- 菜の花畑（美瑛町） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【労働基準法上の管理監督者の範囲】

労働基準法上で労働時間・休憩・休日の法適用が除外される管理監督者の範囲については、特段の定義はありませんが、行政解釈により主に以下の要件を満たす場合に労働基準法上の管理監督者と認められる事になります。①経営者と一体的な立場にある者、②賃金等の待遇面について地位にふさわしい待遇がなされている、③出退勤時間等について裁量が認められている。いずれの要件も実態で判断することになりますが、通常言われる管理者（役職者）よりも範囲が狭くなっていますので、注意が必要です。

事務所より

3月の十勝は例年と比べても暖かい日が続き、除雪に苦労したドカ雪もあつという間に溶けてしまいました。春の訪れをあちこちで感じられる季節になりましたが、年度替わりで何かと忙しいこの時期、心に余裕を持って日々を過ごしたいものですね。

日本生産性本部は例年発表している新入社員のタイプを今年は「消せるボールペン型」と命名しました。様々な変化に対応できる柔軟性が特徴で、企業はこうした新入社員に期待をしているようです。去年は、敏感な情報収集能力と速い頭の回転が「自動ブレーキ」のようだとされました。毎年、時代を反映した興味深い内容が発表され、色々なところで話題に上るこの新入社員のタイプですが、こうしてその世代を一括りにしてしまうことには若干の疑問もあるところですが、その世代ごとそれぞれの社員に個性や特徴があるのは当然のことですが、こうしたタイプを広めてしまうことで知らず知らずにその世代の社員について色眼鏡を通して見てしまうこともありそうです。ゆとり世代という表現もすっかり広まってしまいましたが、これにはその世代の本人達が一番嫌な思いをしているのではないのでしょうか。経営者としては先入観や固定観念を持たず、それぞれの社員の能力を活かすべく、長所や特性をしっかりと見極めたいものですね。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・各種助成金・給付金等の申請
- ・人事・労務管理に関する相談・指導
- ・給与計算
- ・年金の相談・請求
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・建設業許可申請手続
- ・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・指名競争入札資格審査申請手続
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・法人設立関係書類作成手続
- ・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

4月分（5月給与から控除分）より健康保険料率及び介護保険料率に変更となります。改定後の社会保険料控除額等につきましては弊社よりお知らせ致しますのでご参照の上、控除して下さいませよう、お願い致します。又、6月1日より受付が開始される労働保険年度更新手続（年に一度の労働保険料の精算手続）につきましても、現在弊社において平成26年度の賃金や請負工事金額の確認、集計作業を行っております。平成26年度内の賃金等についてお問い合わせさせていただきます事がありますので、どうぞよろしくお願い致します。

